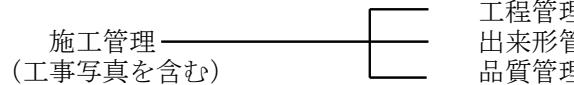
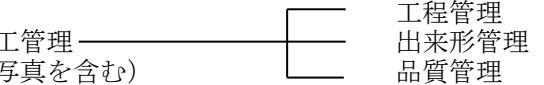
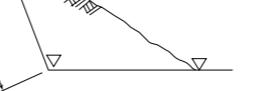
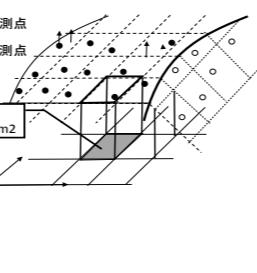
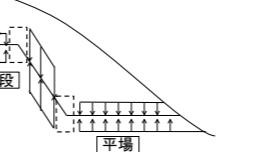
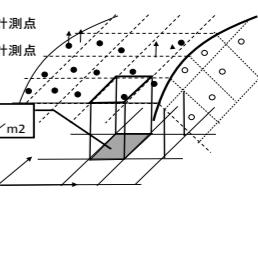
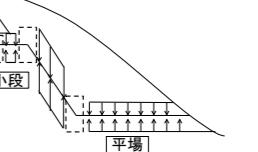


現行(平成28年3月)	改訂案	改定理由
<p><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p>  <p>4. 管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</li> <li>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</li> <li>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</li> <li>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</li> </ul>	<p><b>土木工事施工管理基準</b></p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書(案)〔H27.4〕、第1編1-1-23施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、国土交通省地方整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p>  <p>4. 管理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</li> <li>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</li> <li>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</li> <li>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</li> </ul>	

現行（平成28年3月）	改訂案	改定理由
<p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理</p> <p>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>	<p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理</p> <p>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(3) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。</p> <p>また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p>	

現行（平成28年3月）	改訂案	改定理由
<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」または「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準(案)により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）及び「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」<b>または「R T K-G N S S を用いた出来形管理要領（土工編）」</b>の規定によるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S を用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S （ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」<b>または「R T K-G N S S を用いた出来形管理要領（土工編）」</b>の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「T S を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>準拠する要領の制定等に対応</p>

現行(平成28年3月)												改定案												改定理由			
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。	法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m	-200 法長-4%	1-2-3-2		1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	法長ℓ ℓ<5m ℓ≥5m	-200 法長-4%	1-2-3-2		準拠する要領の制定等に対応	
2			2		掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、または「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることを評価する場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	平場	標高較差	±50	±150	1-2-3-2	  	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理要領(土工編)」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」、「TS(インブリズム方式)を用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わることを評価する場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	平場	標高較差	±50	±150	1-2-3-2	  	準拠する要領の制定等に対応







単位:mm

## 現行(平成28年3月)

## 改定案

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	改定理由											
							個々の測定値(X)											個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X̄)													
							中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するもの。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	ICT舗装に対応						
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するもの。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	ICT舗装に対応						
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3		厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10			1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。  小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するもの。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	ICT舗装に対応						





単位:mm

単位:mm

## 現行(平成28年3月)

## 改定案

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	改定理由													
							個々の測定値(X)											個々の測定値(X)																	
							中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下																
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	ICT舗装に対応							
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	ICT舗装に対応							
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	ICT舗装に対応							

単位:mm

単位:mm

## 現行(平成28年3月)

## 改定案

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	改定理由											
							個々の測定値(X)											個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )													
							中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下												
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応					
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応					
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10				1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応					

単位:mm

単位:mm

現行(平成28年3月)										改定案										改定理由						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	摘要					
							個々の測定値(X)											個々の測定値(X)								
中規模以上		小規模以下		中規模以上		小規模以下												中規模以上		小規模以下		中規模以上		小規模以下		
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応
											3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	ICT舗装に対応







単位:mm

## 現行(平成28年3月)

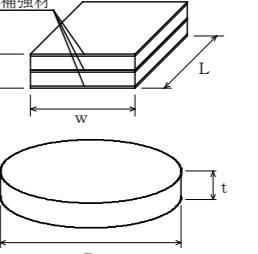
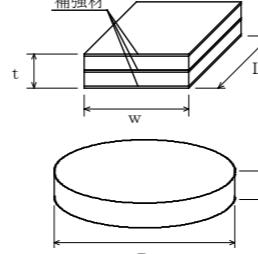
単位:mm

## 改定案

単位:mm

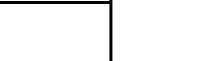
改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
						幅w 長さL 直 径D	w, L, D ≤ 500 500 < w, L, D ≤ 1500mm 1500 < w, L, D											t 厚さt	t ≤ 20mm 20 < t ≤ 160 160 < t	±0.5 ±2.5% ±4	平面度	1	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差	3-2-12-1	3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差	3-2-12-1	3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差	3-2-12-1	道路橋支承便覧に準拠







現行(平成28年3月)										改定案										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 	多径間の場合 	3-2-13	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	各桁毎に全数測定。		単径間の場合 	多径間の場合 	3-2-13	
						全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)		L:主桁・主構の支間長(m)													
						通りδ(mm)	±(10+2L/5)															
						そりδ(mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)														
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。														
						※主桁の橋端における出入差δ(mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。														
						※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h:主桁・主構の高さ(mm)														
						※現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。														
						※は仮組立検査を実施しない工事に適用。																
						※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。																
3 土 木 工 事 共 通 編	2 共 通 的 工 種	15 擁 壁 工	3 共 通	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3	3 土 木 工 事 共 通 編	2 共 通 的 工 種	15 擁 壁 工	3 共 通	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-3			
					高さh	h<3m	-50															
					高さh	h≥3m	-100															
					鉛直度△	±0.03hかつ±300以内																
					控え長さ	設計値以上																
					延長L	-200	1施工箇所毎															
					測定高さhについて、補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアルに準拠																	

## 現行(平成28年3月)

単位:mm

## 改定案

単位:mm

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂 防 編	1 砂 防 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L 格	±50	(備考) 格:格子型鋼製砂防ダム A:鋼製スリットダム A型 B:鋼製スリットダム B型 L:鋼製スリットダム L型	8-1-9-5	8 砂 防 編	1 砂 防 堤	9 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。	8-1-9-5	現場実態を踏まえ、鋼製砂防構造物 設計便覧に準拠	

単位:mm

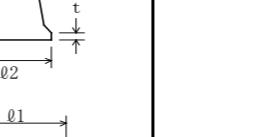
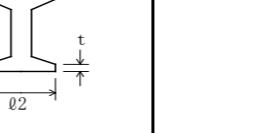
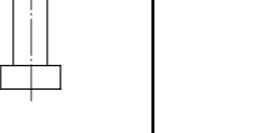
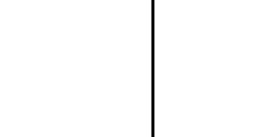
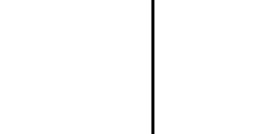
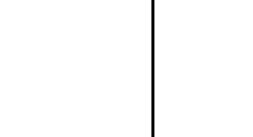
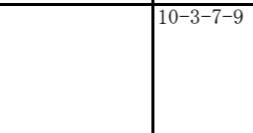
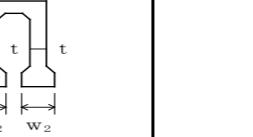
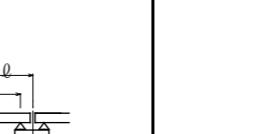
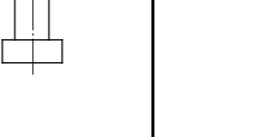
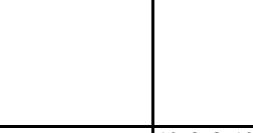
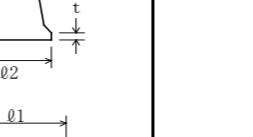
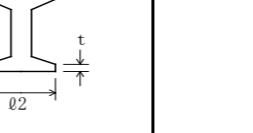
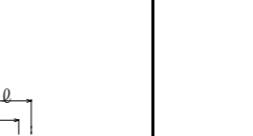
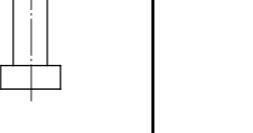
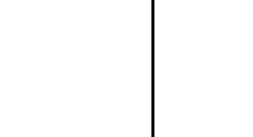
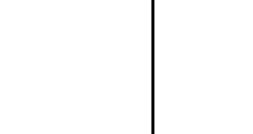
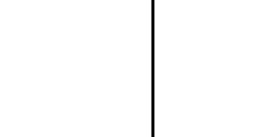
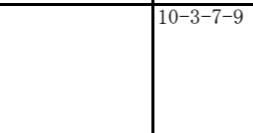
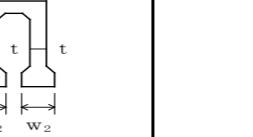
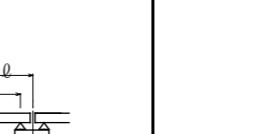
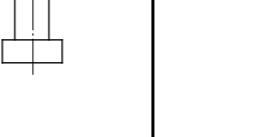
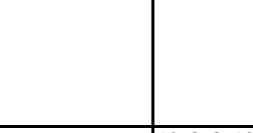
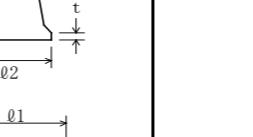
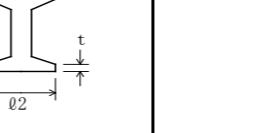
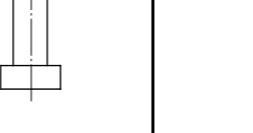
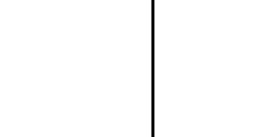
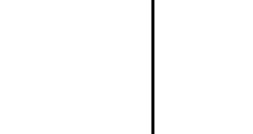
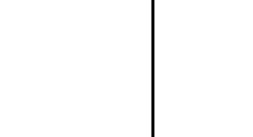
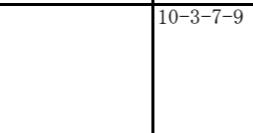
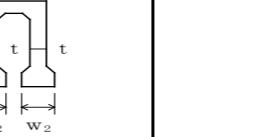
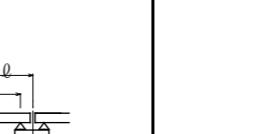
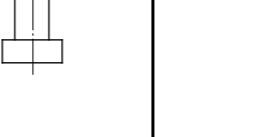
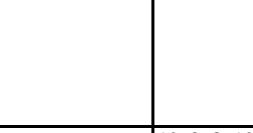
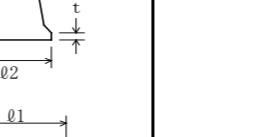
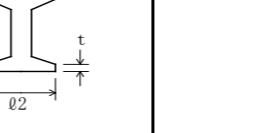
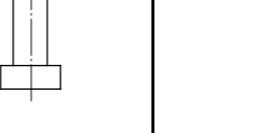
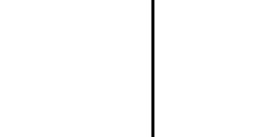
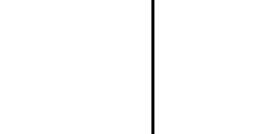
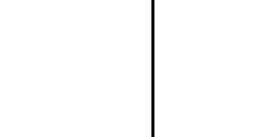
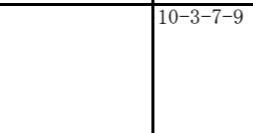
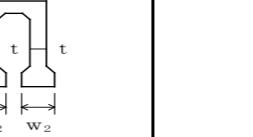
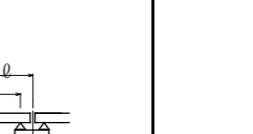
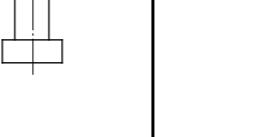
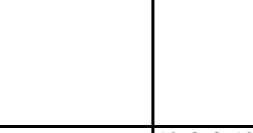
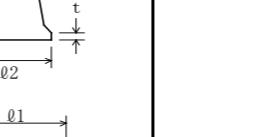
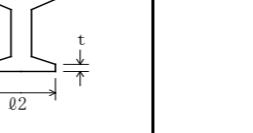
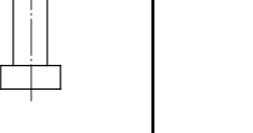
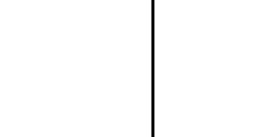
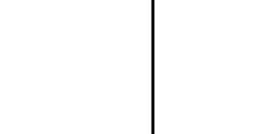
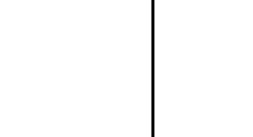
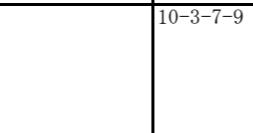
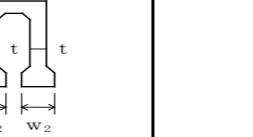
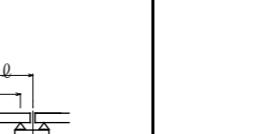
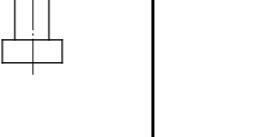
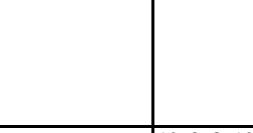
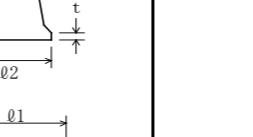
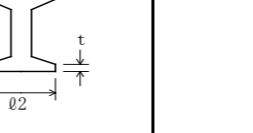
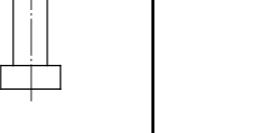
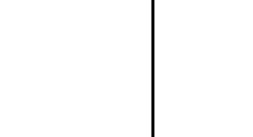
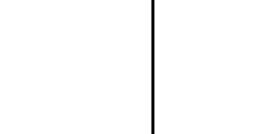
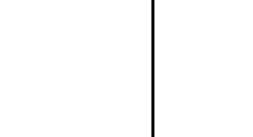
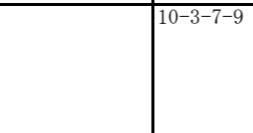
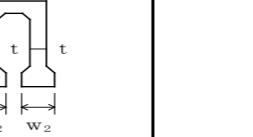
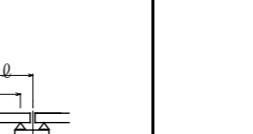
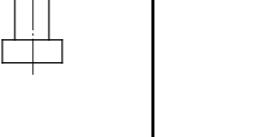
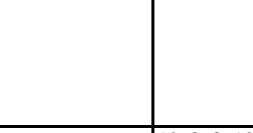
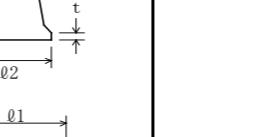
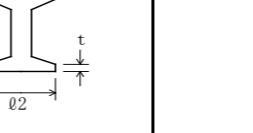
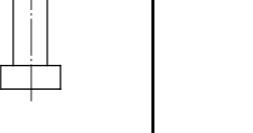
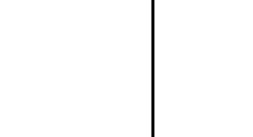
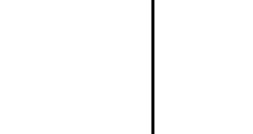
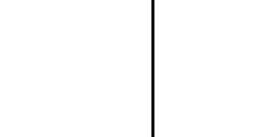
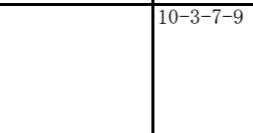
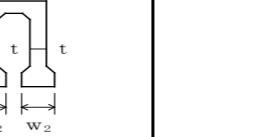
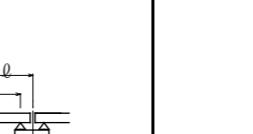
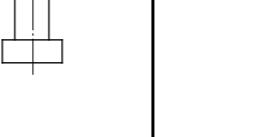
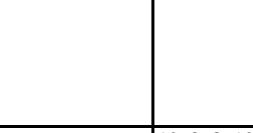
## 現行(平成28年3月)

単位:mm

## 改定案

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台軸体工	基準高▽	±20		橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	10-3-6-8	10 道路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台軸体工	基準高▽	±20		橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。

現行(平成28年3月)												改定案												改定理由																																								
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																																											
10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9 1	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さt	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	天端幅w1 (橋軸方向)	-20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	敷幅w2 (橋軸方向)	-50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	高さh	-50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	橋脚軸体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	天端長l1	-50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。	            	10-3-7-9	10 道路 編

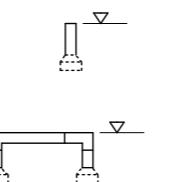
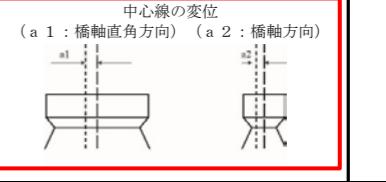
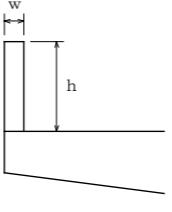
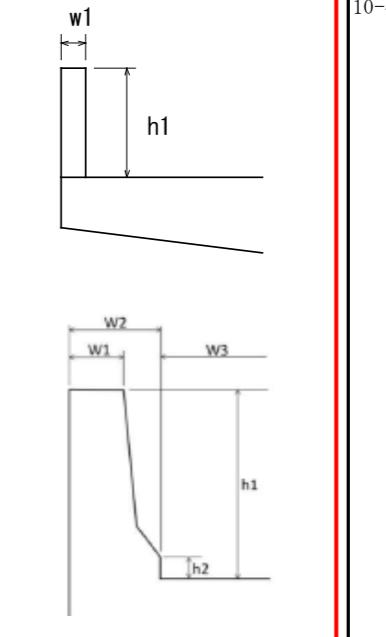
## 現行(平成28年3月)

単位:mm

## 改定案

単位:mm

改定理由

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	10-3-8-10		10 道路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	10-3-8-10		図示(中心線)を明瞭化
					橋脚中心間距離ℓ	±30										橋脚中心間距離ℓ	±30					
					支間長及び 中心線の変位	±50										支間長及び 中心線の変位	±50					
10 道路 編	4 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-6 10-4-8-7		10 道路 編	4 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	10-4-8-6 10-4-8-7		施工実績が多いフローラ型高欄に対応
					高さh	-20~+30										地覆の幅w2	-10~+20					
																高さh1	-20~+30					
																	高さh2	-10~+20				
																	有効幅員w3	0~+30				

